



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

飲酒運転は凶悪な犯罪です ～しない させない 許さない～

【事故概要】

忘年会で飲酒した後、会場近くに駐車していた車を運転して帰宅途中、電柱に衝突したもの。

ドライバー語録

「ちょっとだけなら大丈夫だと思ったのに・・・」
「私は、これからどうなるのでしょうか？」
「逮捕されるんですか？ 私の名前が新聞に出てしまうんですか？ 免許は無くなってしまうんですか？」
「車はもうダメですね。電柱の弁償はどのくらいの金額がかかるのでしょうか？」



飲酒運転は絶対にダメ！二日酔い運転も！

「飲酒運転は絶対にしてはいけない」ということは誰もが知っていることです。しかし、「飲酒運転で逮捕」というニュースは新聞やテレビで頻繁に報道されています。何故、飲酒運転はダメと分かっているながら運転するのでしょうか？
飲酒運転で捕まった人の多くは、「事故さえ起こさなければ、バシないと思った。」、「短い距離だし、走り慣れた道なので事故なんか起こさないと考えた。」等という理由で飲酒運転を行っているケースが多いようです。

飲酒運転を行うと、酒酔い運転の場合は免許取消し（欠格期間3年※）、酒気帯び運転の場合は免許取消し（欠格期間2年※）または免許停止90日となります。

「セーフティ123通信」の読者の皆さんは、勿論「飲酒運転はしない」、「したことがない」という方々ばかりだと思いますが、飲み過ぎた翌日の「二日酔い運転」にも十分注意してください。

※「欠格期間」とは免許取消後に免許再取得できない期間で、前歴や累積点数により延長されません。

※ 酒気帯び運転の場合は呼気アルコール濃度によって処分が変わります。



飲酒運転はさせない！許さない！

飲酒運転は死亡事故につながる重罪行為です。決して許される罪ではありません。飲酒運転をする理由に同情の余地はありません。ドライバーとして「お酒を一滴でも飲んだら運転しない」という強い意志を持ちましょう。

また、飲酒運転するおそれのある人への「車両の提供」、「酒類の提供」や「飲酒運転車両への同乗」も、飲酒運転者と同様に罪に問われることもあります。

万が一、知り合いなどが飲酒運転をしようとしている場合は、ためらわず絶対にやめさせましょう。

皆さんも、「飲酒運転は絶対に許さない」交通環境作りを目指して、一人一人が飲酒運転の根絶に努めましょう。

「夕暮れ時の交通事故防止運動」

10月1日から1月31日まで

日没時間が早くなる時期です。事故が多発する夕暮れ時から夜間の時間帯は特に注意しましょう。
夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」

- ライトオン (Light on) 早めのライト点灯
- ライトアップ (Light up) 反射材でライトアップ 明るい服装を
- ライトケアフル (Right careful) ライト (右側) からの歩行者に注意

「冬道の安全運転1・2・3運動」

12月1日から2月29日まで

冬道の走行時は、積雪、凍結等による滑走事故に注意しましょう。

- 安全な速度 1割のスピードダウン
- 車間距離の保持 2倍の車間距離
- 早めの出発 3分早めの出発

あわせて、タイヤが滑る原因となる「急ブレーキ」「急ハンドル」「急加速」にも注意しましょう。

「年末の交通事故防止運動」

12月1日から12月31日まで

～ ゆっくり走ろう 師走の みやぎ ～

12月は、日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加による渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結等による路面状態の悪化等、様々な要因が重なり合って、交通事故が最も多発する時期です。ゆとりを持った行動で交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和5年4月から窓口の一部変更があります。

交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の 14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）	
窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日（要予約）（4月と7月は第1・第3金曜日）
大河原地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 （4月と7月は、第1・第3金曜日） 県庁交通事故相談室とのリモート相談のみ（要予約）
北部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0220-22-6111 内線294	
東部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0226-24-3186	